配当公告

山形市流通センター三丁目六番地の一
破産者　東北工業株式会社

右の者に対する山形地方裁判所平成二十一年（フ）第二四二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金四五〇、七三八、九四六円

一、配当することのできる金額
金九三、六五四、四六二円

平成二十二年三月二十九日
山形市七日町一丁目四番一八号
破産管財人　山川　孝

配当公告

富山県高岡市京田六〇一番地
破産者　株式会社シスコ

右の者に対する富山地方裁判所高岡支部平成二十年（フ）第二三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金五七七、二九九、七一〇円
（内優先債権額　金一、二八五、六四〇円）

一、配当することのできる金額
金三七、四五五、六〇〇円
（内優先債権額　金一、二八五、六四〇円）

平成二十二年三月二十九日
富山県高岡市広小路一番八号
破産管財人　木田　秀直

配当公告

静岡県静岡市清水区辻四丁目三番一五号
破産者　シズオカ建販株式会社

右の者に対する静岡地方裁判所平成二十一年（フ）第三十五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
優先債権　金九、七六七、四三四円
一般債権　金八九五、四六一、八六四円

一、配当することのできる金額
優先債権　金九、七六七、四三四円
一般債権　金四九、一七七、七八二円

平成二十二年三月二十九日
静岡県静岡市葵区伝馬町九―一〇　NTビル六〇一
破産管財人　伊藤みさ子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県山田郡山田村第二〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　神山竹三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十九日
群馬県桐生市川内町五丁目三四九番地の三
相続財産管理人　神山　秀治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都町田市木曽東四丁目一二六三番地、最後の住所東京都町田市上小山田町三〇二八番地一一　被相続人　亡　永田　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十九日
東京都国分寺市本町三丁目一〇番一七号田中ビル三階戸塚法律事務所
相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区台東二丁目一七番地、最後の住所東京都練馬区大泉学園町七丁目一一番二一号有料老人ホームあすなろ大泉学園
被相続人　亡　松本きみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十九日
東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤原　道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区三田三丁目九番地、最後の住所東京都中央区銀座三丁目一一番二号
被相続人　亡　高木　正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十九日
東京都千代田区永田町二丁目一四番二号山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中川　徹也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区田端三丁目五〇六番地、最後の住所東京都目黒区大橋二丁目一九番一号恵風寮　被相続人　亡　堀越　滋男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十九日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビル四階
相続財産管理人　弁護士　大石　忠生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区北町一丁目一七番、最後の住所東京都練馬区北町一丁目二〇番三号
被相続人　亡　酒井　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十九日
東京都千代田区有楽町二―一〇―一東京交通会館一〇階一〇二一号有楽町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　友納　治夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市倉賀野町一一七五番地一、最後の住所東京都杉並区阿佐谷北一丁目一五番一七号　被相続人　亡　須藤　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十九日
事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　名古屋聡介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区二葉二丁目一八番、最後の住所東京都品川区大井一丁目二三番一三―一二〇二号　被相続人　亡　清水　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十九日
東京都千代田区神田小川町三―一一―二インペリアルお茶の水二〇一号
相続財産管理人　弁護士　天野　耕一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市花泉町金沢字南金里四〇番地、最後の住所東京都江東区北砂五丁目二〇番一―八一五号　被相続人　亡　佐藤　明子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月二十九日
東京都千代田区神田小川町三―一一―二インペリアルお茶の水二〇一号
相続財産管理人　弁護士　天野　耕一

資格喪失及び信認金の返還のお知らせ

平成二十二年三月二十九日午前零時をもって、本取引所の取引参加者ユーピーエス・エイ・ジー（銀行）は、保有する為替証拠金取引資格及び為替証拠金清算資格を喪失しました。信認金は、同社に平成二十二年九月三十日以降返還いたします。

平成二十二年三月二十九日
株式会社東京金融取引所